

むつ市立地適正化計画の変更

むつ市都市整備部都市計画課

2021.4 原案

1. 立地適正化計画の変更
2. 今後のスケジュール

1. 立地適正化計画の変更

2. 今後のスケジュール

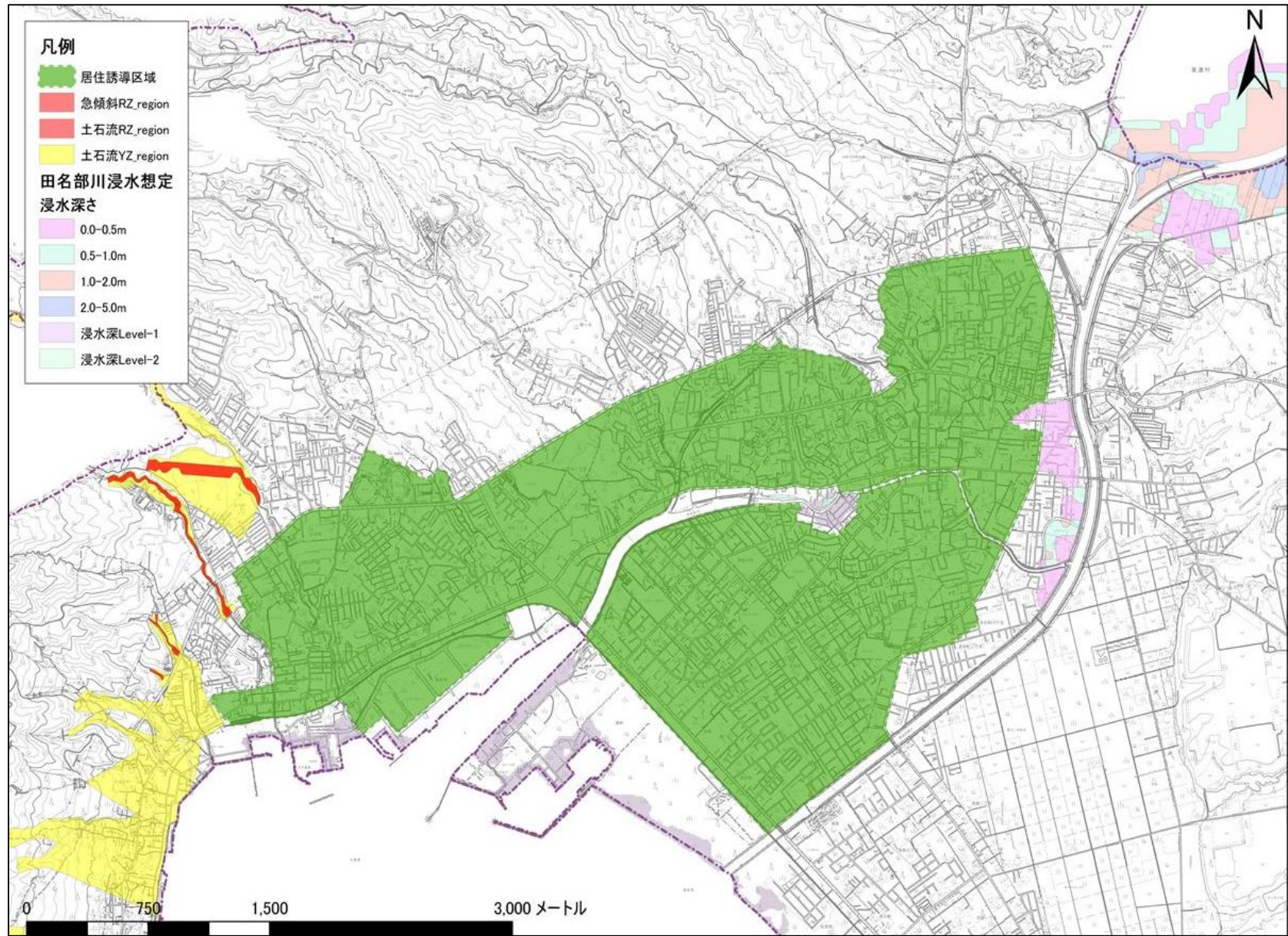
○変更の概要（素案からの変更は無し）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年9月7日に施行されたことに伴う、「都市計画運用指針」の一部改正を踏まえ、安全なまちづくりの推進を図るため、頻発・激甚化する自然災害への対応として、『防災指針』の記載や災害リスクを踏まえた都市機能・居住誘導区域の見直しを行うものである。

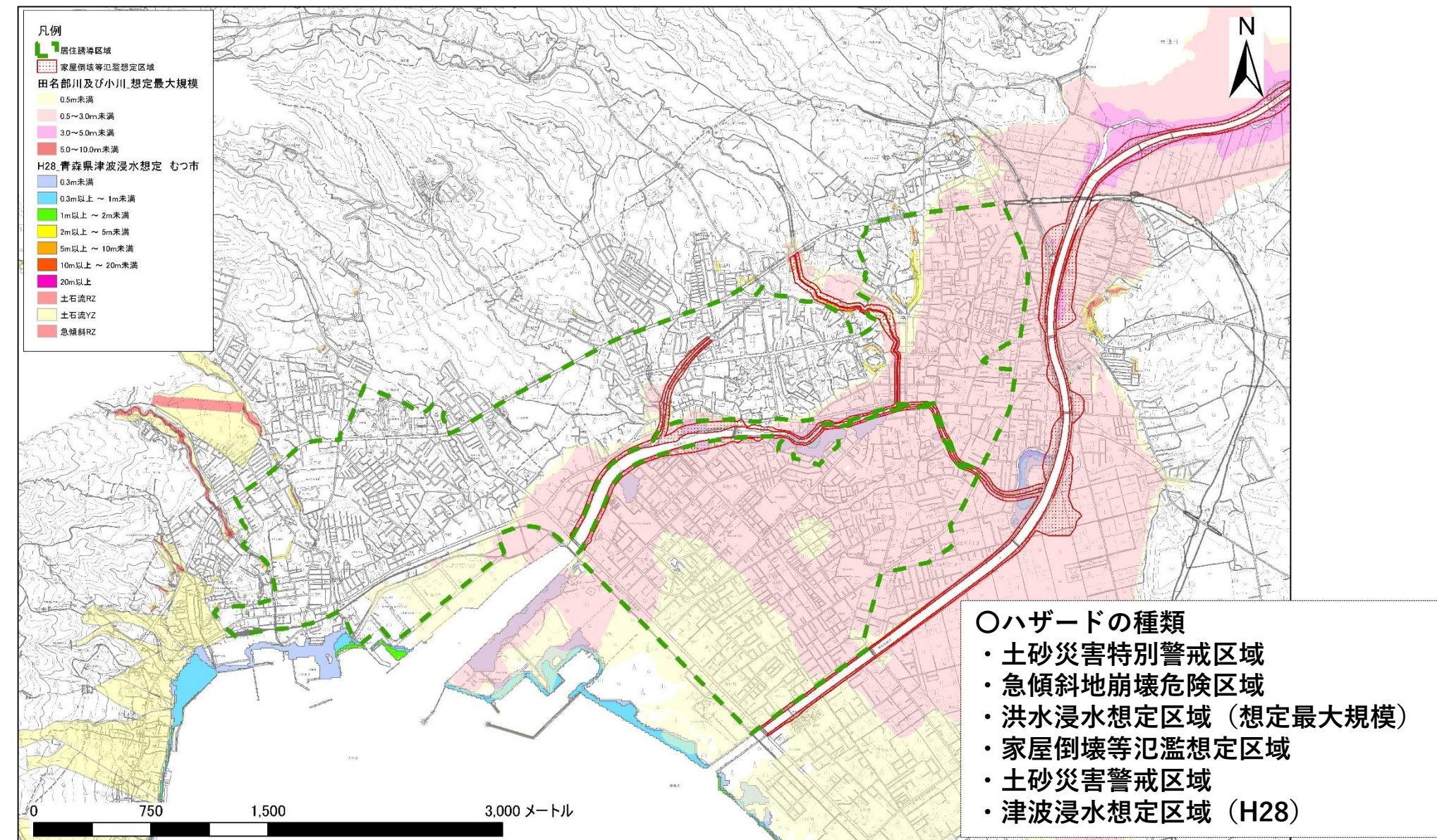
○防災指針の概要

「むつ市津波防災地域づくり推進計画」（令和2年3月公表）における『「なんとしても人命を守る」ために「逃げる」ことを最優先する』の基本方針を踏まえ、立地適正化計画における防災指針の基本方針として、【『**逃げる**』を優先し、『**住民が安全・安心に暮らせる持続可能なむつ市**』】を掲げ、ハード及びソフト施策を適切に組み合わせ、防災・減災・国土強靱化を推進するための施策を講ずることとする。

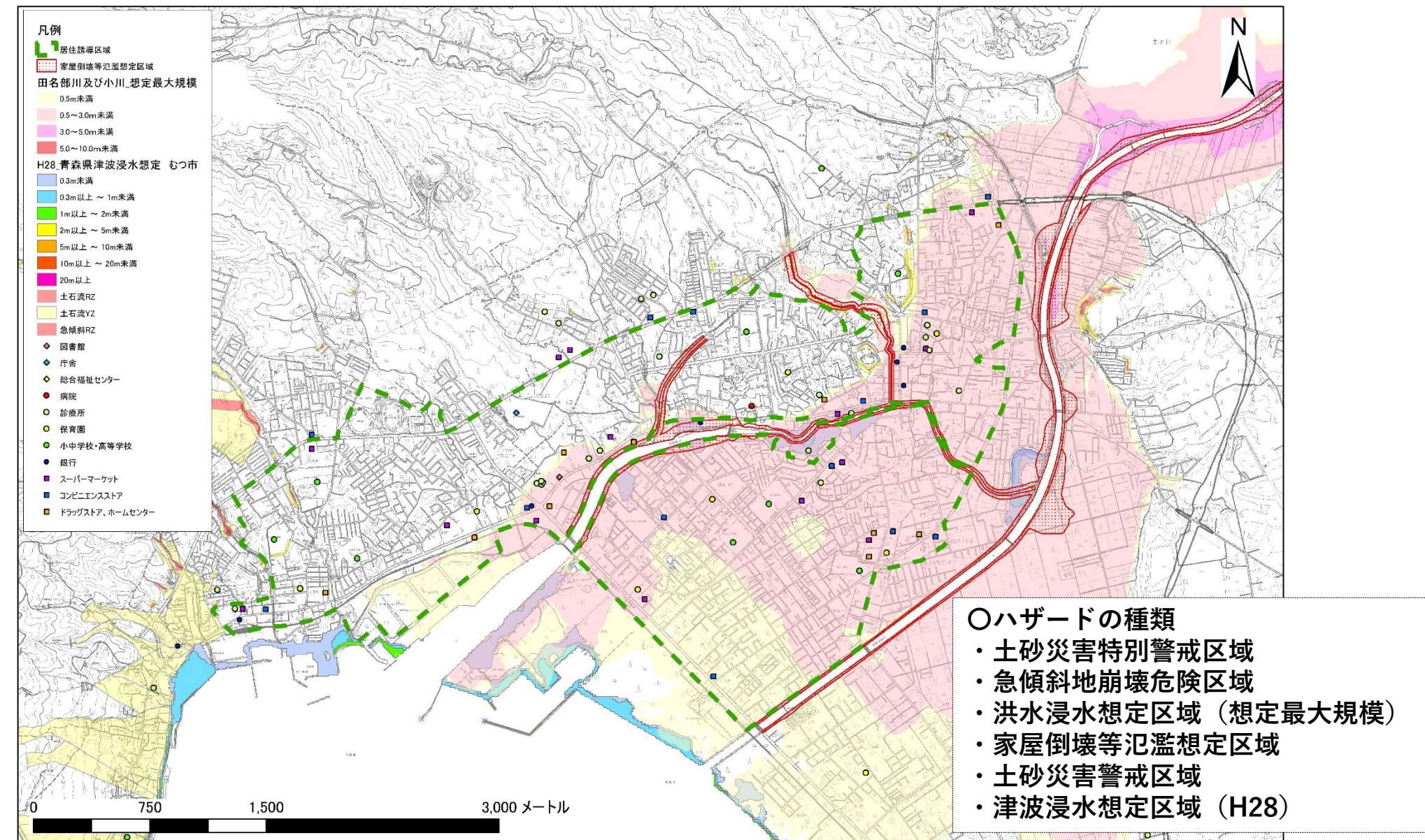
計画策定時の居住誘導区域（むつ地区）



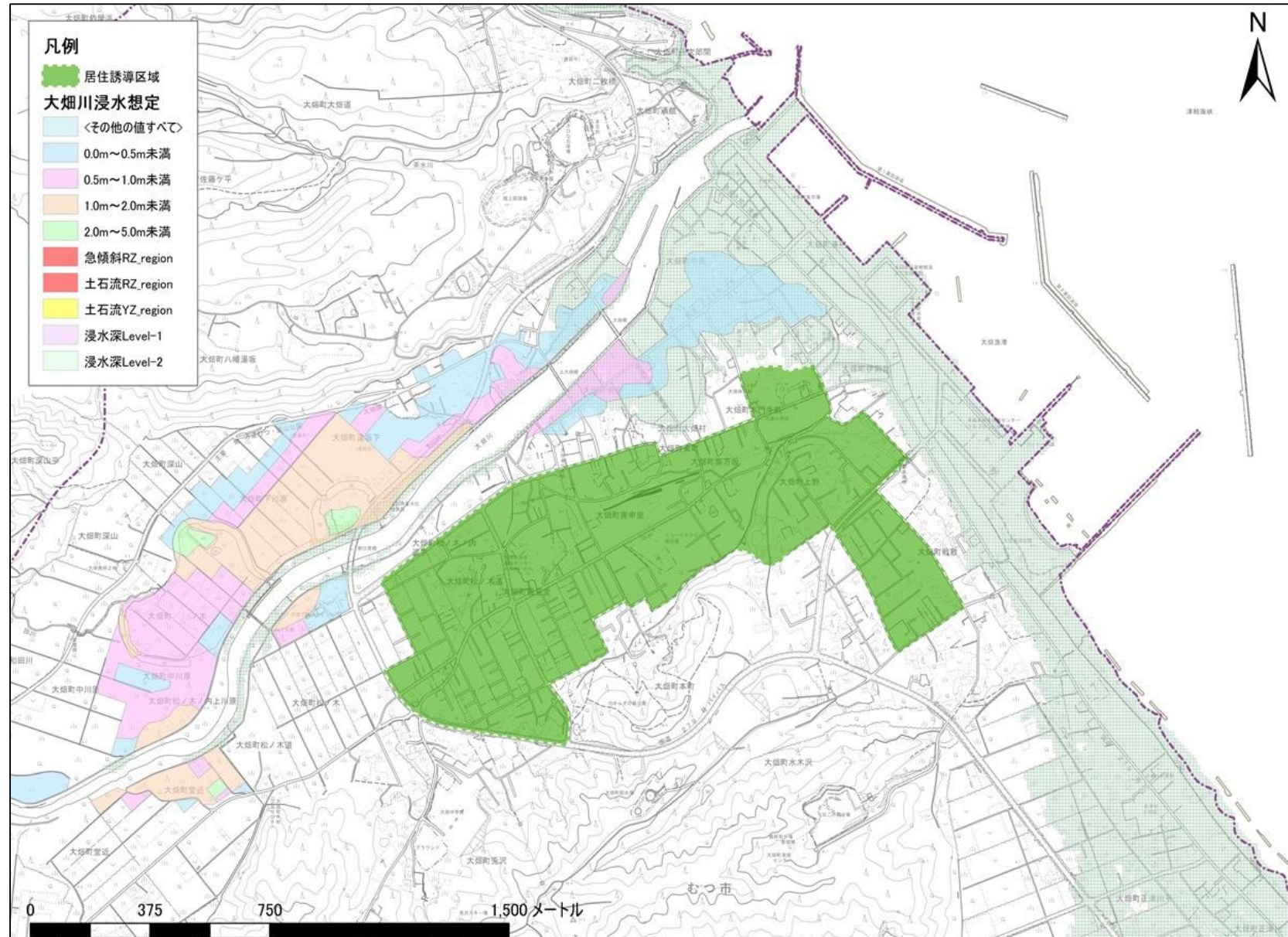
計画策定時の居住誘導区域と各ハザードマップの重ね合わせ（むつ地区）



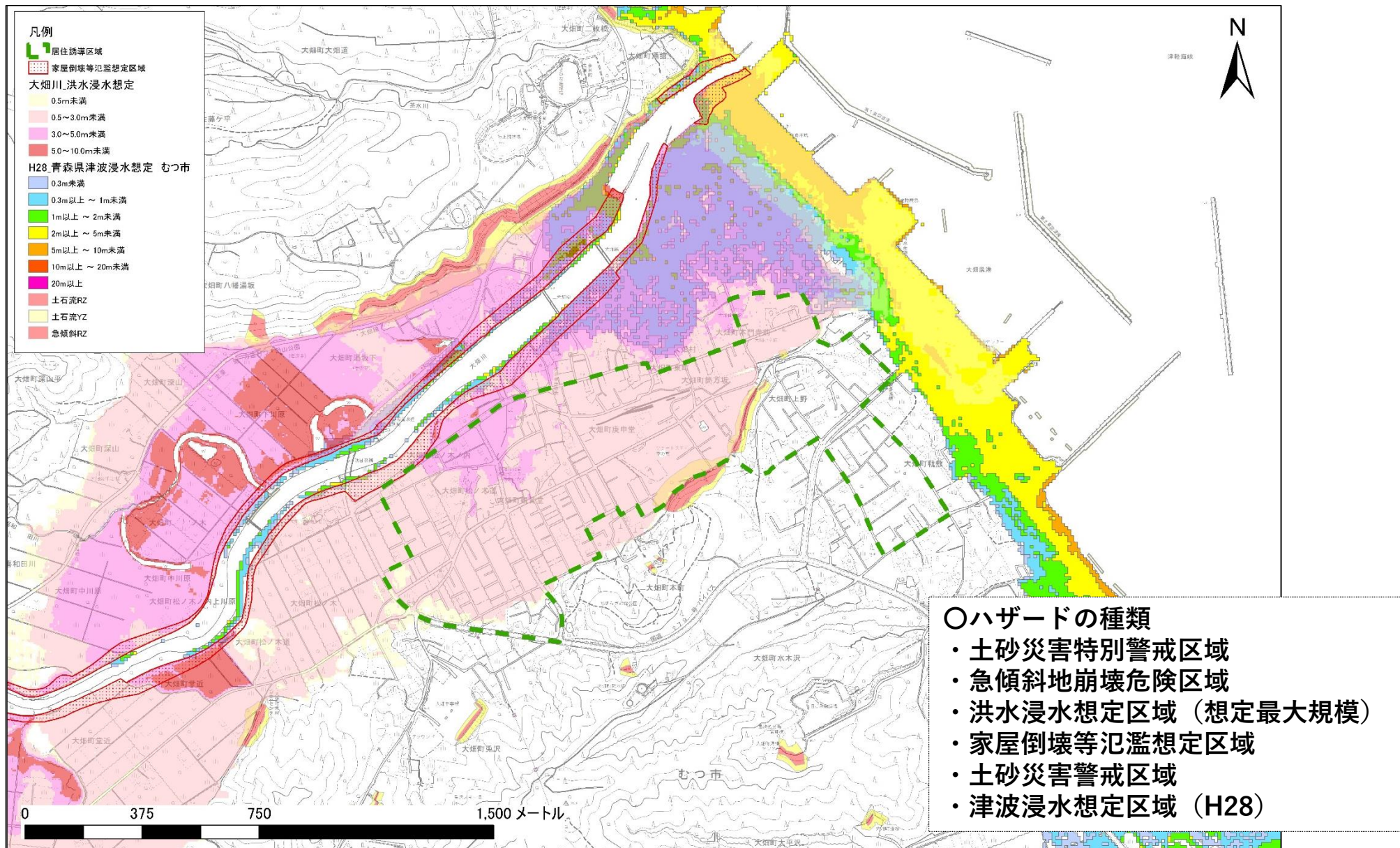
公共施設と各ハザードマップの重ね合わせ（むつ地区）



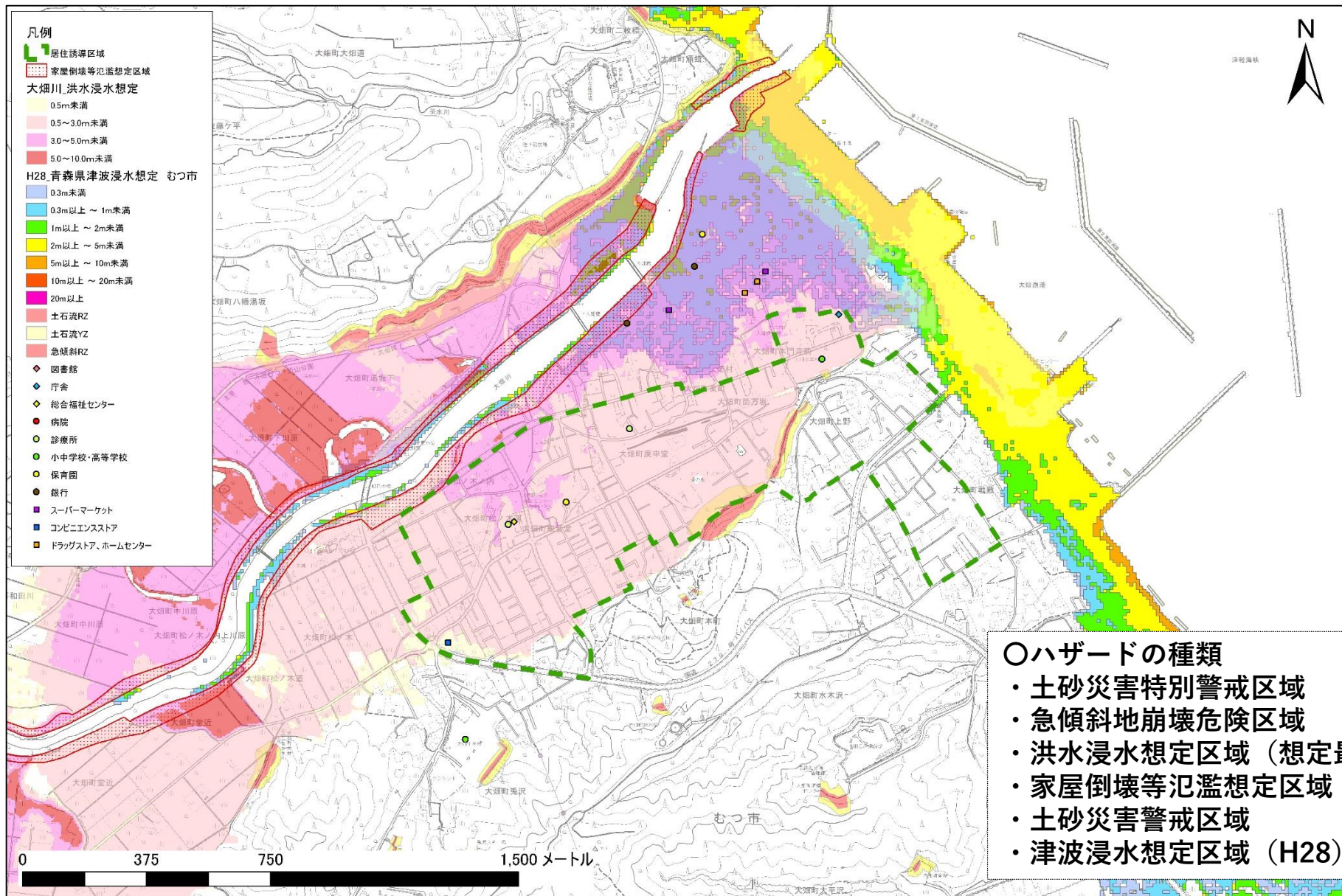
計画策定時の居住誘導区域（大畑地区）



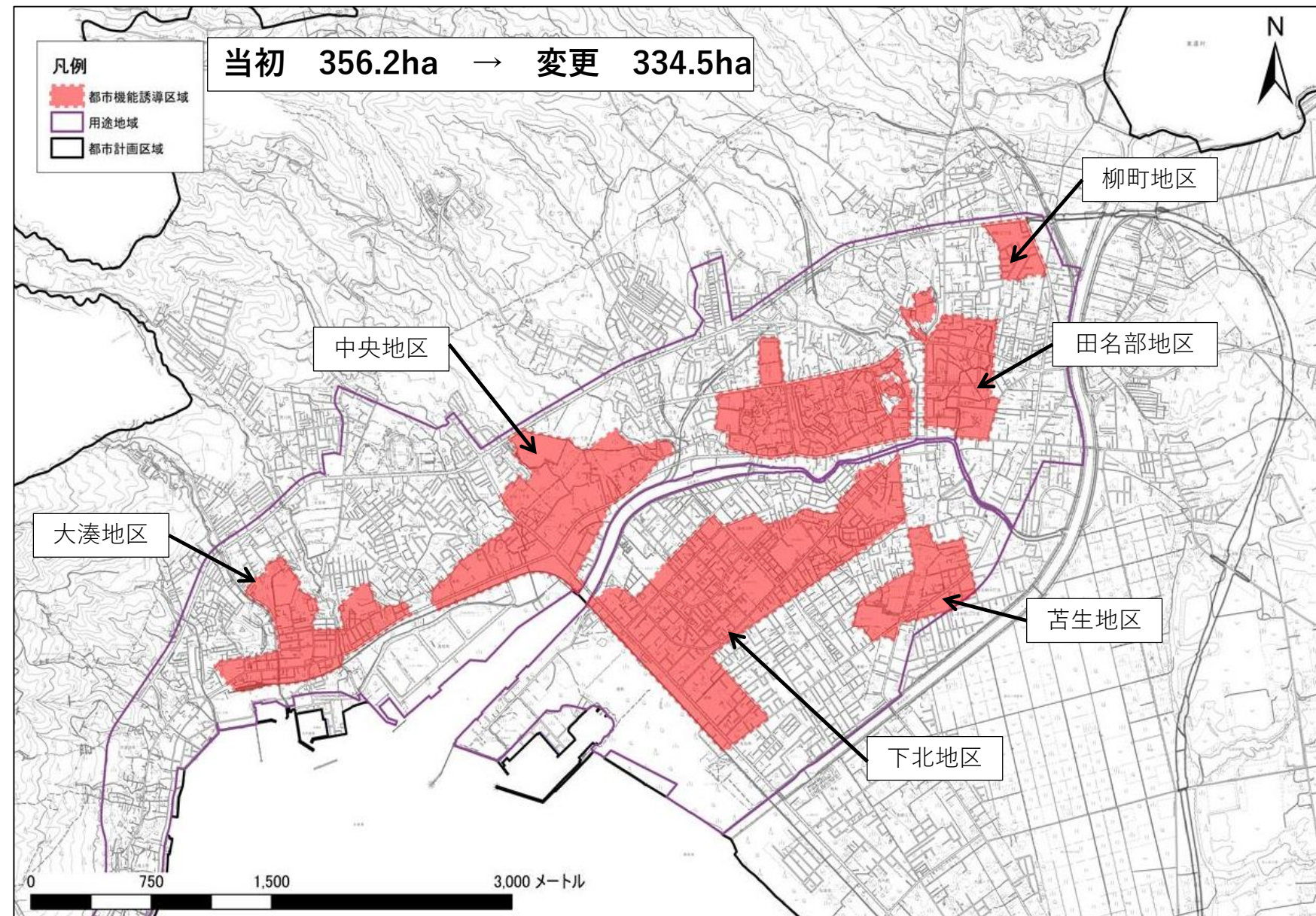
計画策定時の居住誘導区域と各ハザードマップの重ね合わせ（大畑地区）



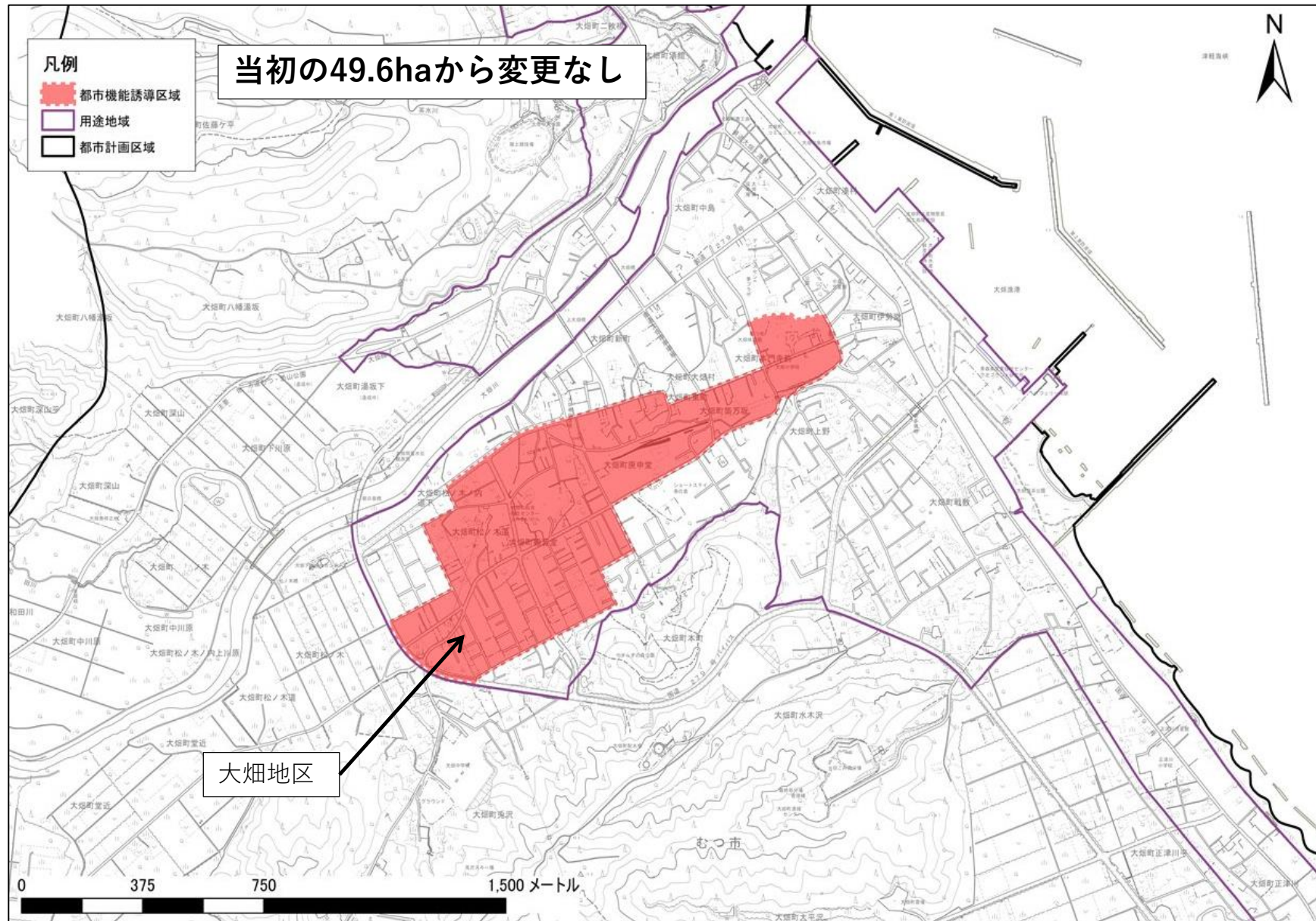
公共施設と各ハザードマップの重ね合わせ（大畑地区）



変更後の都市機能誘導区域（むつ地区）



変更後の都市機能誘導区域（大畑地区）

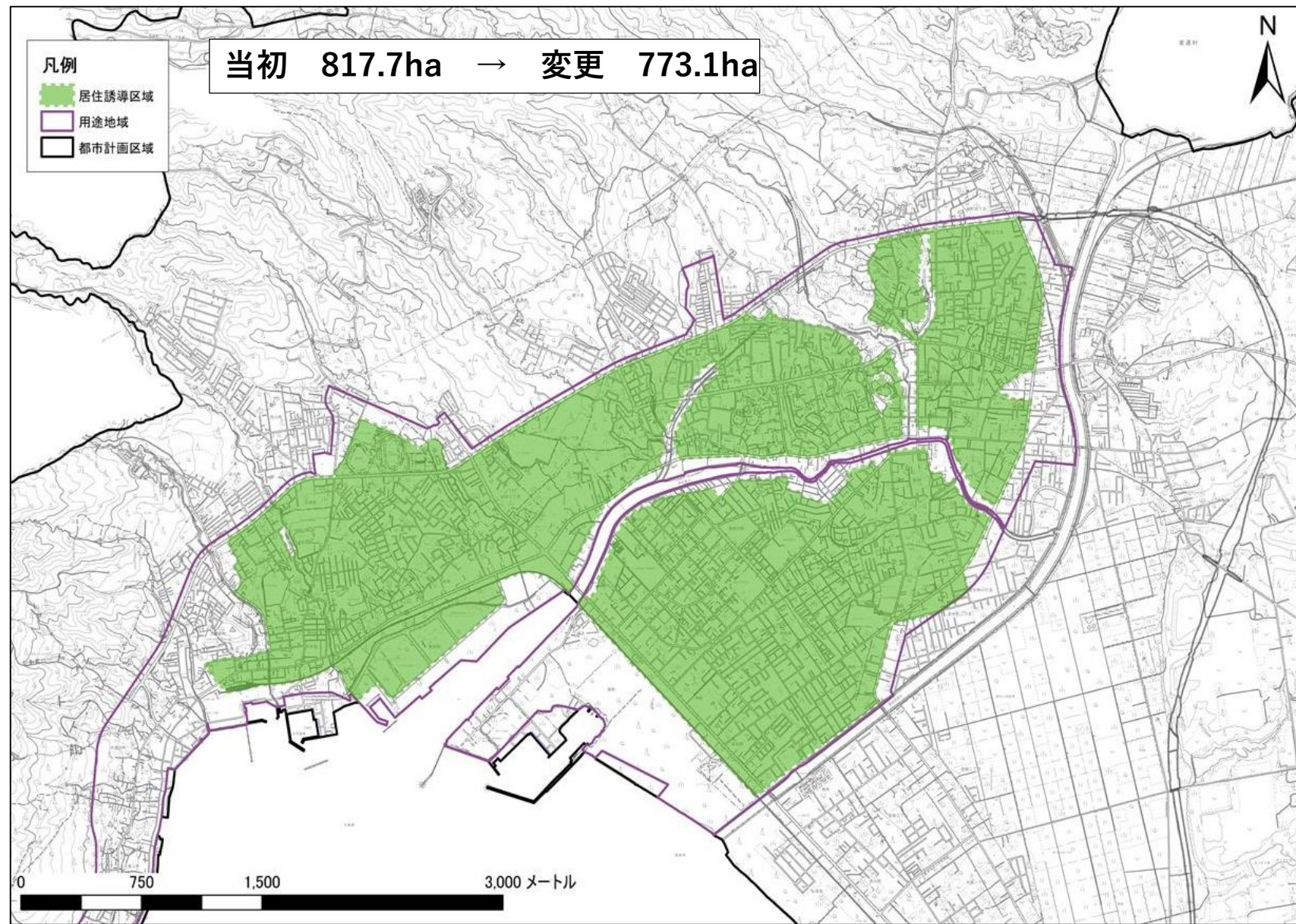


誘導施設 都市再生特別措置法第81条第2項

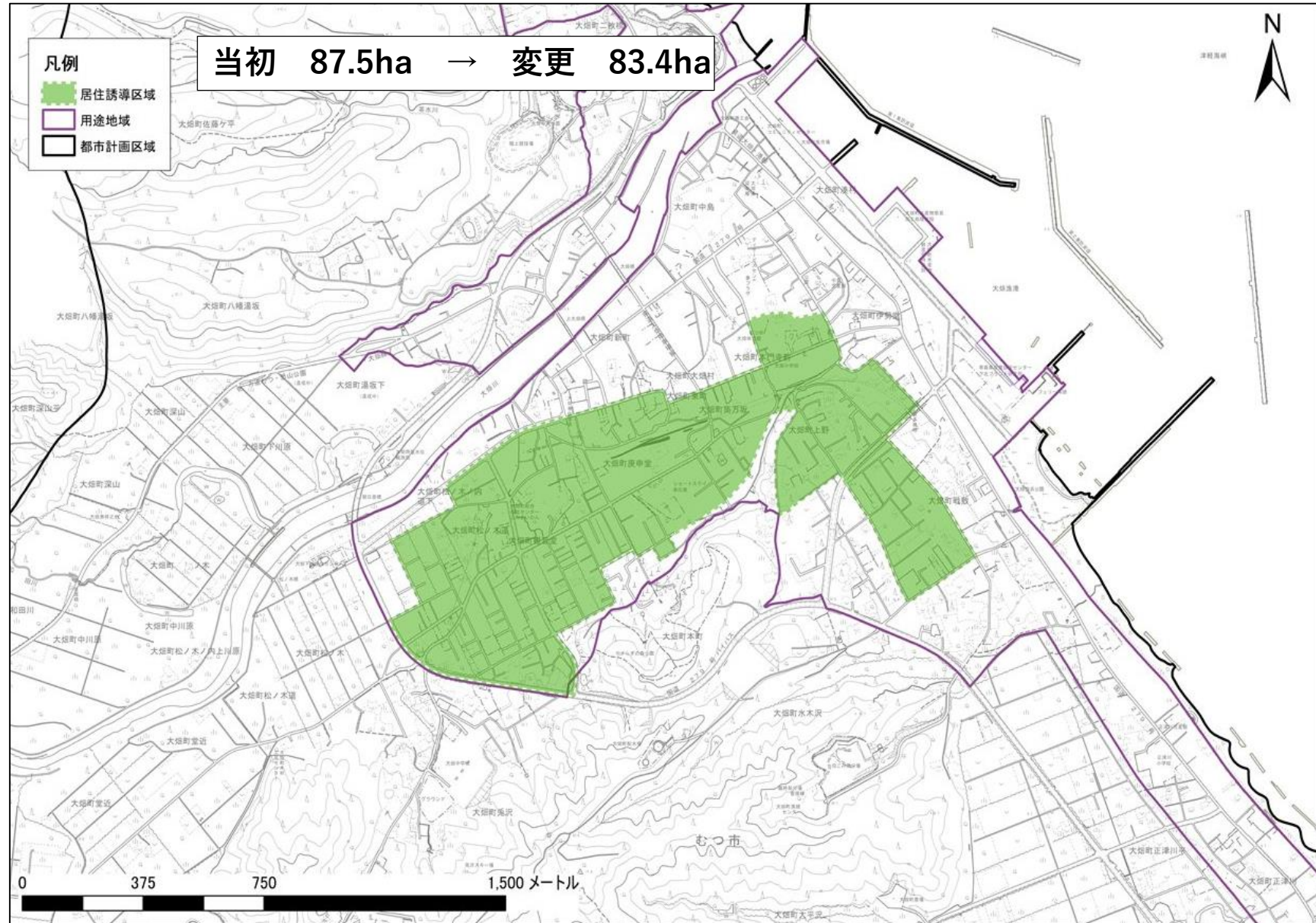
都市機能誘導区域 地区名	誘導施設
①田名部地区	病院、小売店、保育所、認定こども園、小学校、 大学 、社会福祉系施設
②中央地区	本庁舎、小売店、保育所、認定こども園、小学校、図書館
③下北地区	小売店、保育所、認定こども園、中学校、 短期大学
④苫生地区	小売店、保育所、認定こども園、小学校
⑤柳町地区	小売店
⑥大湊地区	小売店、保育所、認定こども園、小学校、中学校
⑦大畑地区	分庁舎、小売店、保育所、認定こども園、小学校、社会福祉系施設

- ・田名部地区の病院とは、床面積20,000㎡以上のもので、むつ総合病院の維持を位置づけたものである。
- ・小売店は物品販売業を営む店舗（スーパー、ホームセンター、ドラッグストアなど）のことで、床面積の合計が500㎡以上のものに限る。床面積の考え方は、大規模小売店舗立地法の解説による。
- ・新たに田名部地区に大学、下北地区に短期大学を位置づける。

変更後の居住誘導区域（むつ地区）



変更後の居住誘導区域（大畑地区）



○防災指針の基本方針

『逃げる』を優先し、『住民が安全・安心に暮らせる持続可能なむつ市』

○誘導区域内における具体的な取組

- ①水平避難のため、防災緑地の整備や道路の無電柱化、歩行空間の確保等に取り組む。
また、ハザードエリア外の都市公園等については、住民が安心して避難することができる対策を講じていく。
さらに、3階以上となる（仮称）田名部まちなか団地や、民間施設を活用していく方針とする。
- ②むつ市津波防災地域づくり推進計画に準じた安全の確保に努める。
また、今後洪水浸水想定区域内に整備が予定される施設については、1階部分をピロティ化するなどの浸水深を考慮した浸水防止策を検討する。
- ③浸水等により倒壊するおそれがある空き家は、避難路等の支障となることから、解体等の対策を講じるよう所有者に働きかけていく。
- ④地域災害拠点病院であるむつ総合病院の機能を維持するため、施設・設備の耐震能力強化や、機械室・電気室の高層階への設置のほか、ライフラインや物流が途絶えた場合でも、病院機能を最低3日程度維持できるよう備蓄品の充実や非常時供給体制の確保を図る。
また、隣接する金谷公園がむつ市国土強靱化地域計画において防災公園に位置付けられたことから、むつ総合病院との連携を図り、防災機能の強化を促進する。

○誘導区域外における安全確保策

①誘導区域外の災害レッドゾーンでの開発等の届出がなされた場合、開発の規模に関わらず、勧告を行い、必要に応じて、誘導区域内の低未利用地等の利用について促していくことを検討する。

②災害ハザードエリアから住宅又は誘導施設の移転を促進させる。

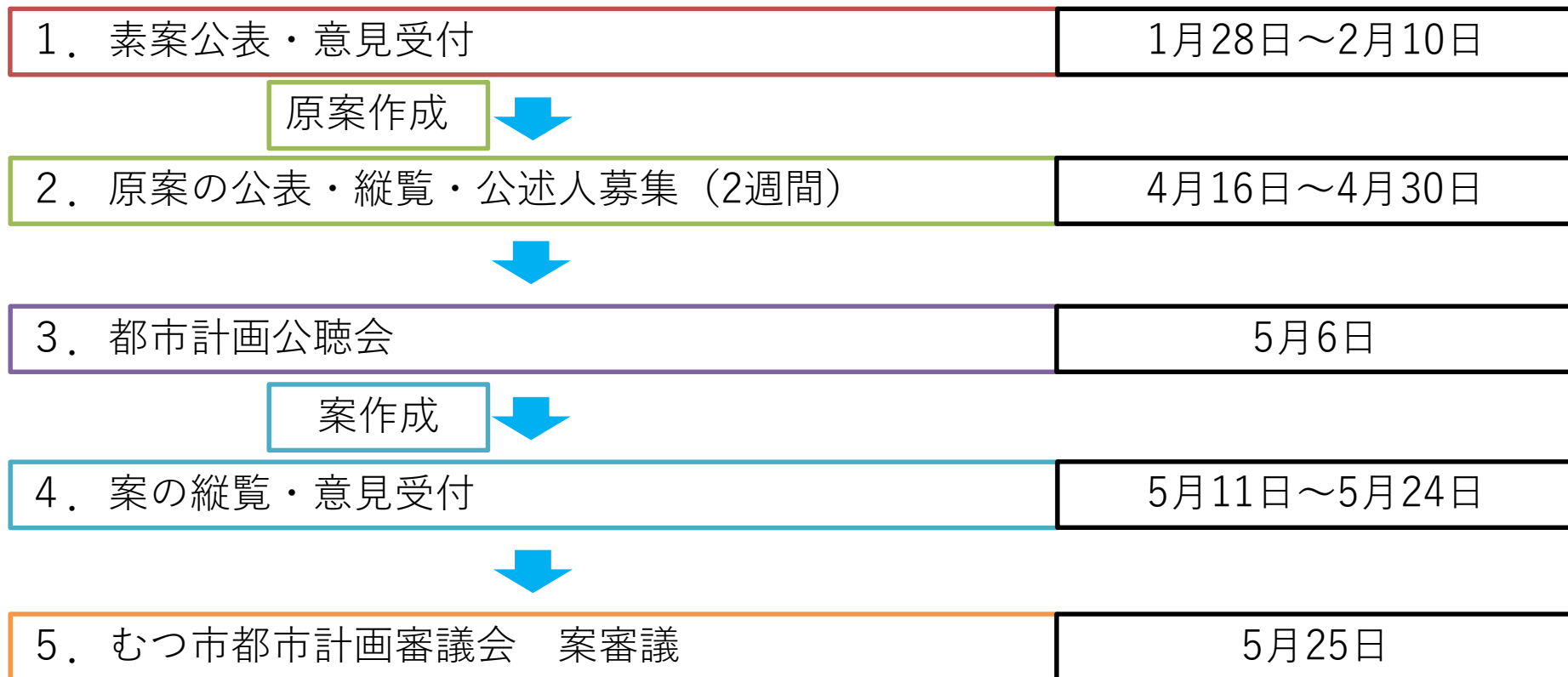
※住宅の移転には、「むつ市空き家等利活用推進事業費補助金」が活用可能。

○災害に対応するための施設の立地方針

災害からの復旧・復興活動で活用することが見込まれる施設を新たに整備する場合には、その機能を確実に発揮させるため、災害の種類に関わらず立地しないこととする。ただし、災害の種類に応じた対策を講じる場合は、立地できることとする。

1. 立地適正化計画の変更

2. 今後のスケジュール



スケジュールは変更する場合があります。市ホームページにてご確認ください。